

## [事案 22-146] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

### <事案の概要>

保険料払込満了後、10 年確定年金として年 96 万円が保証されると理解し契約したが、実際の受取額は大きく下回ったことから、契約取消、既払込保険料返還を求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 6 年 11 月に、他社で加入していた 10 年確定年金と同じ年金保険を希望したところ、営業担当者から、年金年額約 96 万円と記載された提案書により説明を受け、申立契約に加入した。

しかし平成 16 年 11 月に保険料の払込みを完了し、平成 17 年 11 月に 10 年確定年金による受取案内の提示を受け、実際の受取額は 83.6 万円と、著しく異なっていた。納得できず、保険会社を追及、交渉して既払込保険料の返還を求めたところ、平成 18 年 3 月に保険会社から清算の提案を受け、保険会社との間で保険料返還の合意がなされたにもかかわらず、未だに履行されていない。

申立契約は、営業担当者による巧妙な手口により年 96 万円が保証されると騙されて契約させられたものであり、また交渉の中で既払込保険料返還の合意が成立しているため、既払込保険料を返還してほしい。

### <保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、交渉の中で申立人の主張を検討する旨述べたに過ぎず、何らの合意にも至っていない。
- (2) 申立人は契約締結当時、金融機関の役員であり、十分検討して申立契約を締結した。
- (3) 提案書を読むだけでも、受取年金年額として 96 万円が確定的に保証されるものではないと理解できるはずであり、営業担当者の勧誘は、申立人を騙すようなものではない。

### <裁定の概要>

申立契約の取消しを求める申立人の主張の法律根拠は必ずしも明らかではないが、裁定審査会では、申立人の主張のうち「受取年金年額として 96 万円が保証されると騙された」については、詐欺による取消し（民法 96 条 1 項）、錯誤による無効（民法 95 条）を主張するものと判断し、申立書、答弁書等の書面にもとづいて審理した。

審理の結果、下記理由により、申立内容を認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書によりその理由を明らかにし、裁定手続を終了した。

#### 1. 詐欺による取消しについて

本件契約において、下記のとおり、保険会社による欺罔行為は認められず、詐欺による取消しは認められない。

- (1) 申立契約の提案書には、「\*保険料払込満了後、保障にかえて 70 歳から 10 年確定年金としてお受け取りになる場合」と記載され、また、「配当金は変動（増減）します」「配当金には積立配当金と特別配当金があります。将来お支払いする配当金額は、現時点では確定しておらず今後の経済情勢などにより変動いたしますので、将来のお支払額を保証するものではありません。」との記載がある。
- (2) 提案書の文言は、配当金額が変動する可能性があり、将来の支払額が保証されるものではないことが明確に読み取れるものとなっており、受取年金年額として 96 万円が保証されると誤信させる内容であるとは認められない。
- (3) 申立人の主張からは、「確定年金」との記載が騙し文言であるとの趣旨も含まれるとも思われるが、確定年金とは、「受け取り期間が確定」している年金の受け取り方法のことであり、「受け取り年金額が確定」しているわけではない。本件では、「10 年確定年金」とは、年金支払開始後 10 年間というあらかじめ定められた年金支払期間だけ、生死に関係なく受け取れるということを意味するのであり、年金額の確定を意味するものではないことから、本件での「10 年確定年金」という文言をもって騙し文言ということとはできない。

## 2. 錯誤による無効について

本件においては、提案書の記載の明確性から錯誤の存在を認めることは困難であり、仮に申立人が受取年金年額として 96 万円が保証されると誤信したとしても、上記のとおり、提案書には将来の支払額が保証されるものではないことが明確に記載されており、これらの点について錯誤に陥ったことに関して申立人には重大な過失があると言わざるを得ないことから、申立人から無効を主張することはできない（民法 95 条ただし書き）。

## 3. 保険料返還の合意の有無について

法律上意味のある合意とは、当事者が一定の法律効果を発生させるという確定的な意思の合致を必要とし、その意思の合致を確認するため、通常は合意内容を記載した文書を作成することにより確認するところ、本件では、合意書のような明確な合意の存在を推認できる書証は提出されておらず、申立人提出の証拠からは、保険会社との間で保険料返還についての合意がなされていたことは認められない。